

【福井県剣道連盟】居合道段位審査規則

(趣旨)

第1条 この規則は公益財団法人全日本剣道連盟居合道称号・段位審査規則(以下「審査規則」という。)に定める段位の審査等に関し、一般財団法人福井県剣道連盟(以下本連盟)が行う段位審査会に必要な事項を定めるものとする。

(段位審査会の構成)

第2条 居合道段位審査会は、居合道段位の審査のために審査員選考委員会の選考により、会長がその都度任命する審査員(以下「段位審査員」という。)をもって構成する。

(段位審査員の職務)

第3条 居合道段位審査員の職務は、審査規則第15条に定める初段から5段までの段位の審査とする。(当分の間、初段から3段までの段位審査とする。)

(審査員の責務)

第4条 審査員は、いかなる段位の審査においても、常に厳正、適正、かつ、公平でなければならない。

② 審査員は、その任務の重要性を自覚し、審査の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(段位審査会の招集)

第5条 居合道段位審査会は会長が招集する。

(段位審査会の審議員)

第6条 居合道段位審査会の審議員は、会長があらかじめ指名する本連盟役員がこれにあたる。

(審査等の報告)

第7条 居合道段位審査会の審議員は、審査等の結果を、専務理事を経て会長に報告するものとする。

(審査料等)

第8条 居合道段位の受審に伴う審査料および合格に伴う登録料ならびに武道振興費については、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 審査会は、10名程度の受審希望者がある場合に開催することとする。